

平成27年度4月期 工事契約制度の見直しについて

1 施工体制台帳の作成・提出について

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が一部改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとされました。

このことにより、平成27年4月1日以降に本市と契約を締結した工事のうち、下請契約を締結する全ての工事について、施工体制台帳の作成及び提出を求めることとします。

2 公共工事の入札における積算内訳書の提出について

上記1と同じ法改正により、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

本市では、現在、税込予定価格が1,500万円以上（一般競争入札）の工事について積算内訳書の提出を求めています。今回の法改正に伴い、入札に付する全ての工事（各課発注の入札に付する工事を含む。）について、積算内訳書の提出を求めることとします。

【平成27年4月1日以降公表分から適用】

積算内訳書の提出が無い場合、その業者の入札は無効となります。また、入札を無効とするその他の取扱は、次のとおり、現行の取扱いを適用します。

公告に定めがあるもの（積算内訳書に記載された工事価格と入札書の入札金額とが合致しない場合又は積算内訳書に記載された直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額を算出した後において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引き処理がされた工事価格である場合）のほか、次の表の各項に掲げる場合に該当するものについても、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第12条の4第9号に該当するものとして、原則として当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とする。

1 積算内訳書の不足と同視できる場合		(1)	積算内訳書の一部が提出されていない場合
		(2)	積算内訳書とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の積算内訳書である場合
		(4)	提出された電子ファイルを市側で開くことができない場合
		(5)	積算内訳書が特定できない場合
		(6)	他の入札者の様式等入手し、使用している場合
2 記載事項についての明白な不備がある場合	(1) 記載すべき事項が欠けている場合	ア	内訳の記載が全くない場合
		イ	積算上の主要項目及び必須項目を満たしていない場合
	(2) 添付すべきではない書類が添付されていた場合	ア	他の工事の積算内訳書が添付されていた場合
		(3) 記載すべき事項に誤りがある場合	ア
	イ		提出業者名に誤りがある場合
	3 その他積算内訳書に不足があり、又は積算内訳書の記載事項についての明白な不備がある場合		

※ 上記1及び2の建設業法等の一部改正の詳細な内容につきましては、国土交通省のホームページを御参照ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

3 入札スケジュールの見直しについて

上記2により、税込予定価格1,500万円未満の公募型指名競争入札についても、積算内訳書の提出を求め、その内容を確認することとしています。

公募型指名競争入札では、これまで入札締切日の翌日に開札を行っていましたが、開札前に積算内訳書を確認する必要があることから、入札締切日の翌日に「事前確認日」を新たに設け、その翌日を開札日とするなどの見直しを行います。

また、一般競争入札においても、原則として、次のとおり、制度改正等を踏まえた入札スケジュールに見直します。

【平成27年4月1日以降公表分から適用】

入札方式		見直し内容
指名競争入札	公募型	入札締切日の翌日に積算内訳書の事前確認日を設定
		質問回答日後の見積期間を1日多く確保
		指名通知日を1日繰り上げ
		見積期間：15日⇒15日（契約まで1日延長）
入札後審査型制限付き一般競争入札	価格競争	質問回答日後の見積期間を1日多く確保
		質問書締切日から質問回答日までの期間を1日確保
		見積期間：15日⇒17日（契約まで2日延長）
	総合評価Ⅰ型	質問回答日後の見積期間を2日多く確保
		質問書締切日から質問回答日までの期間を2日確保
		質問書締切日を1日繰り下げ、上記4日間と合わせ、見積期間を5日間延長 ※総合評価Ⅱ型は価格競争の見直しを適用
		総合評価における評価値算定期間を2日間短縮（開札の4日後に落札候補者決定） ※Ⅱ型は1日短縮（開札の3日後に落札候補者決定）
		見積期間：15日⇒20日（契約まで3日延長）

なお、発注案件の中止・不調に伴い再募集する場合などは、その案件の状況等に応じ、上記スケジュールとは異なる場合があります。具体的な日程につきましては、個別の公告文等で御確認ください。

4 最低制限価格率（失格基準価格率）算定方法における直接工事費等の取扱いについて

本市の最低制限価格率（失格基準価格率）算定方法における建築物に係る直接工事費等について、国及び香川県等における運用を踏まえ、次のとおり取り扱うこととします。

【平成27年4月1日以降公表分から適用】

<p>(1) 建築物に係る工事（(2)に該当する工事を除くものをいう。）について 直接工事費の額は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額とする。 「現場管理費相当額」は、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。</p> <p>(2) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門事業者を対象とした工事について 直接工事費の額は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額とする。また、現場管理費の額は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額とする。 「現場管理費相当額」は、直接工事費に10分の2を乗じた額とする。</p>

なお、本取扱いを適用する工事は、個別の公告文等においてその旨を表記することとしています。

5 手持工事件数制限の見直しについて（特例措置）

本市では、平成13年6月に、指名競争入札に公募制を導入したことにあわせ、受注機会の均等を図る観点から、手持工事件数の制限を行っておりますが、近年、発注工事の中止・不調が多発している状況を踏まえ、その対応策として、次のとおり手持工事件数制限を見直す特例措置を講じることとします。

なお、本市では市内企業優先の考え方に基づき発注事務を行っていることから、本特例措置は市内企業を対象とします。

	所在地要件	現行の手持工事件数制限	見直し後
市長部局及び病院局	市内企業	3件	4件
	準市内企業及び市外企業		3件（変更なし）
上下水道局	市内企業	2件	3件
	準市内企業及び市外企業		2件（変更なし）

【特例措置期間：平成27年4月1日から平成29年3月31日まで（2年度間）】

6 主観点数による入札参加条件の設定について（試行拡大）

本市では、平成25・26年度の建設工事入札参加資格審査において、それまで総合評価落札方式の評価項目としていた「企業の社会性」に係る評価項目の多くについて、入札参加資格審査の決定数値算定のための「主観的事項の算定項目」に移行し、全ての市内企業について、「企業の社会性」を評価することとしています。

このように、企業の社会性を、より決定数値に反映させた入札参加資格者名簿を編成したことにかんがみ、「企業の社会性」の評価を申し出る企業の更なる増加を図るため、平成26年4月1日から、主観点数について案件ごとに指定する点数を受けていることを入札参加資格として設定する取組を試行実施しています。

平成26年度においては、5業種（土木一式は3件、建築一式、塗装、防水、造園はそれぞれ1件）の計7件に適用しましたが、より多くの業種に適用するため、平成27年度においては、適用業種の条件を次のとおり見直し、引き続き試行実施します。

【平成27年4月1日以降公表分から適用】

見直し前の適用業種の条件	見直し後
（1）入札方式別、工事種別ごとに見て、当該年度の発注予定件数が5件を超えており、かつ、 <u>前年度</u> の当該工事種別における平均応札者数が5者以上であったこと。	<u>前年度</u> ↓ <u>前年度又は前々年度</u>
（2）決定数値の算定に係る主観的事項について、次のいずれにも該当すること。 ・主観的事項の配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業の当該年度の主観点数の平均値の割合が <u>0.3未満</u> であること。 ・主観的事項のうち、「環境対策」「災害時の活動」「安全対策」「障がい者雇用」「次世代育成支援」「人権啓発の取組」における配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業のこれらの事項に係る当該年度の主観点数の平均値の割合が <u>0.3未満</u> であること。	<u>0.3未満</u> ↓ <u>0.4未満</u>

7 平成27年度の公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について

近年、発注件数が、総じて減少傾向にあることを踏まえ、「受注機会の均等」を更に図る観点から、公募型指名競争入札における同日公表・同日開札の案件についても、その応札状況等を勘案し、平成25年度から『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を試行導入しています。

平成27年度においても、その応札状況等を踏まえ、平成25・26年度に引き続き、次の4業種に適用することとします。

『とび・土工・コンクリート工事』、『ほ装工事』、『塗装工事』、『造園工事』

※ ただし、上記業種であっても、発注時点における応札見込（可能）企業の手持工事件数の状況等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

8 本市発注工事における社会保険等未加入業者対策について

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、許可行政庁では、建設業許可、経営事項審査において加入指導がなされており、本市においても、平成27・28年度建設工事入札参加資格審査より、社会保険等未加入業者からの申請を受け付けないこととしたところです。

取組に加え、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国及び香川県の取扱いと同様に、次のとおり取り扱うこととします。

（※）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

本市発注工事の一次下請契約からの排除

（1）高松市工事請負契約約款において、元請業者に対し、下請代金総額が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上の工事について、社会保険等未加入業者（社会保険等についてそれぞれの法で定める届出の義務がない者を除く。）との下請契約を禁止し、これに違反した場合は次の措置を実施します。

- ア 元請業者への制裁金の請求
- イ 元請業者に対する指名停止措置
- ウ 工事成績評定の減点

（2）平成27年4月1日以降公表案件から適用します。